



## めぐる

# 中小企業省力化 投資補助金

補助金上限

# 40万円

※国の中小企業省力化投資補助金  
(カタログ注文型)と併用可

※補助対象経費の40%

人手不足に悩む区内中小企業等に対して、  
売上拡大や生産性向上を後押しするため、  
国の「中小企業省力化投資補助事業(カタログ注文型)」の  
カタログに掲載された省力化製品本体を  
購入する経費の一部を補助します。

## 省力化を進める上での3つのポイント

### 1

#### 「人手作業時間」に着目

現状の作業工程に何時間の人手がかかっている、導入後には、その作業工程のどこが自動化・省略され、結果的に人手作業が何時間削減されるか、機械のスペックだけではなく、業務プロセスや作業時間の変化に着目しましょう。

### 2

#### 作業工程の変化を可視化

単に「時間が減る」だけでなく、作業手順そのものがどう変わるかを確認しましょう。例えば加工工程を自動化することにより、3工程をひとつに集約し、手順が単純化できるなど、工程表で可視化するとよいでしょう。

### 3

#### 自社の課題に特化した製品を選ぶ

自社の課題を的確に捉え、省力化に資する製品を選ぶことが重要です。  
製品例：券売機、清掃ロボット、自動調理器具、パワーアシストスーツなど。

## 申請手続

申請には以下の書類が必要です

- 1.めぐる中小企業省力化投資補助金交付申請書
- 2.販売業者から受領した見積書等(コピー可)
- 3.法 履歴事項全部証明書(コピー可)  
④ 開業届の写し及び住民票(コピー可)  
※履歴事項全部証明書及び住民票は申込日より3か月以内に発行のもの。
- 4.法 法人事業税納税証明書  
及び法 法人都民税納税証明書(コピー可)  
④ 個人事業税納税証明書  
及び住民税納税証明書(コピー可)
- 5.その他区長が必要と認める資料

## 対象外経費

以下の用途は補助対象外です

- 1.目黒区外の事業所等に設置するもの
- 2.消費税
- 3.間接経費(振込手数料、収入印紙代、旅費、送料等)
- 4.中古品の購入費
- 5.自社で保有しない、又は、他社と兼用するもの
- 6.クレジットカード、電子マネー等で支払われたもの
- 7.クーポン又はポイントで支払われたもの
- 8.その他区長が不相当と認めるもの

## 提出期限

# 令和9年1月29日(金)まで(消印有効)

申請・  
問合せ

☎ 03-3711-1134

目黒区 産業経済・消費生活課 中小企業振興係  
〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター 1階

詳しくは  
公式ウェブサイト  
をご覧ください

